

記者発表資料



令和5年2月10日(金)

発表の趣旨 (※該当する全てにチェック)

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
 - 当日の取材依頼
 - 開催日時等の周知依頼
 - 参加者募集の事前告知依頼
- その他 ()

発表事項	令和5年度国民健康保険事業費納付金等(案)について	
内容	<p>○ 平成30年度から、県は市町村とともに国保の保険者となり、市町村から国保事業費納付金(納付金)を徴収するとともに、保険給付費(医療費から本人負担を除いた額)等の支払に必要な額を市町村へ交付しています。</p> <p>○ 今般、県が算定した令和5年度の納付金等(案)について、以下のとおり公表します(確定は県の令和5年度当初予算成立後)。</p> <p>1 主な算定結果</p> <p>(1) 納付金額【県全体】 約480億円 (R4年度:約478億円, +約2億円)</p> <p>(2) 1人当たり保険税必要額(年額)【県内平均】 108,094円 (R4年度:102,696円, +5,398円)</p> <p>(3) 保険給付費(医療費から自己負担額を除いた額)【県全体】 約1,475億円 (R4年度:約1,508億円, ▲約33億円)</p> <p>2 主な増減要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度は、団塊の世代(昭和22年~24年出生)のうち、昭和23年生まれの被保険者が後期高齢者医療制度へ移行する年度であり、1人当たり医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費等の支出の減少等があった一方で、後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金の支出が増加したことや国費の収入の減少等が生じたため、市町村が県に納める令和5年度納付金総額は令和4年度比+約2億円の約480億円となった。 ・ 1人当たり保険税必要額は、納付金総額の増加や被保険者数の減少等により、令和4年度比+5,398円の108,094円となった。 <p>3 市町村の対応</p> <p>県が示した納付金や標準保険料率等を踏まえ、実際に賦課する保険料率の決定や令和5年度予算編成等を行う。</p>	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度国保事業費納付金等(案)のポイント①, ② ・ 国保財政の仕組みについて 	
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 後日掲載 【ホーム>健康・福祉>健康・医療>国民健康保険>国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等について】	
問合せ先(担当課)	担当課	くらし保健福祉部国民健康保険課
	取材対応者	課長 塩賀 真由美 (099-286-2673) 内線2673
	問合せ窓口	国保財政係長 大吉 忠信 (099-286-2583) 内線2583



令和5年度国保事業費納付金等に係る算定結果のポイント①

1 主な算定結果

- (1) 国民健康保険事業費納付金額【県全体】 **約480億円** (R4年度：約478億円, +約2億円)
- (2) 1人当たり保険税必要額(年額)【県内平均】 **108,094円** (R4年度：102,696円, +5,398円)
- (3) 保険給付費(医療費から自己負担額を除いた額)【県全体】 **約1,475億円** (R4年度：約1,508億円, ▲約33億円)

2 主な増減要因

- ・ 令和5年度は、団塊の世代(昭和22年~24年出生)のうち、昭和23年生まれの被保険者が後期高齢者医療制度へ移行する年度であり、1人当たり医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費等の支出の減少等があった一方で、後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金の支出が増加したことや国費の収入の減少等が生じたため、市町村が県に納める令和5年度納付金総額は令和4年度比+約2億円の約480億円となった。
- ・ 1人当たり保険税必要額は、納付金総額の増加や被保険者数の減少等により、令和4年度比+5,398円の108,094円となった。

3 市町村の対応

県が示した納付金や標準保険料率等を踏まえ、実際に賦課する保険税率の決定や令和5年度予算編成等を行う。

《算定方法の概要》

- (1) 県が県全体の保険給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準等を踏まえて、各市町村の納付金額及び標準保険料率を算出。
- (2) 1人当たり保険税必要額は、各市町村が県に納める納付金や保健事業等の経費を賄うために必要な保険税額を1人当たりに換算したものの。

注 以下に示す1人当たり保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

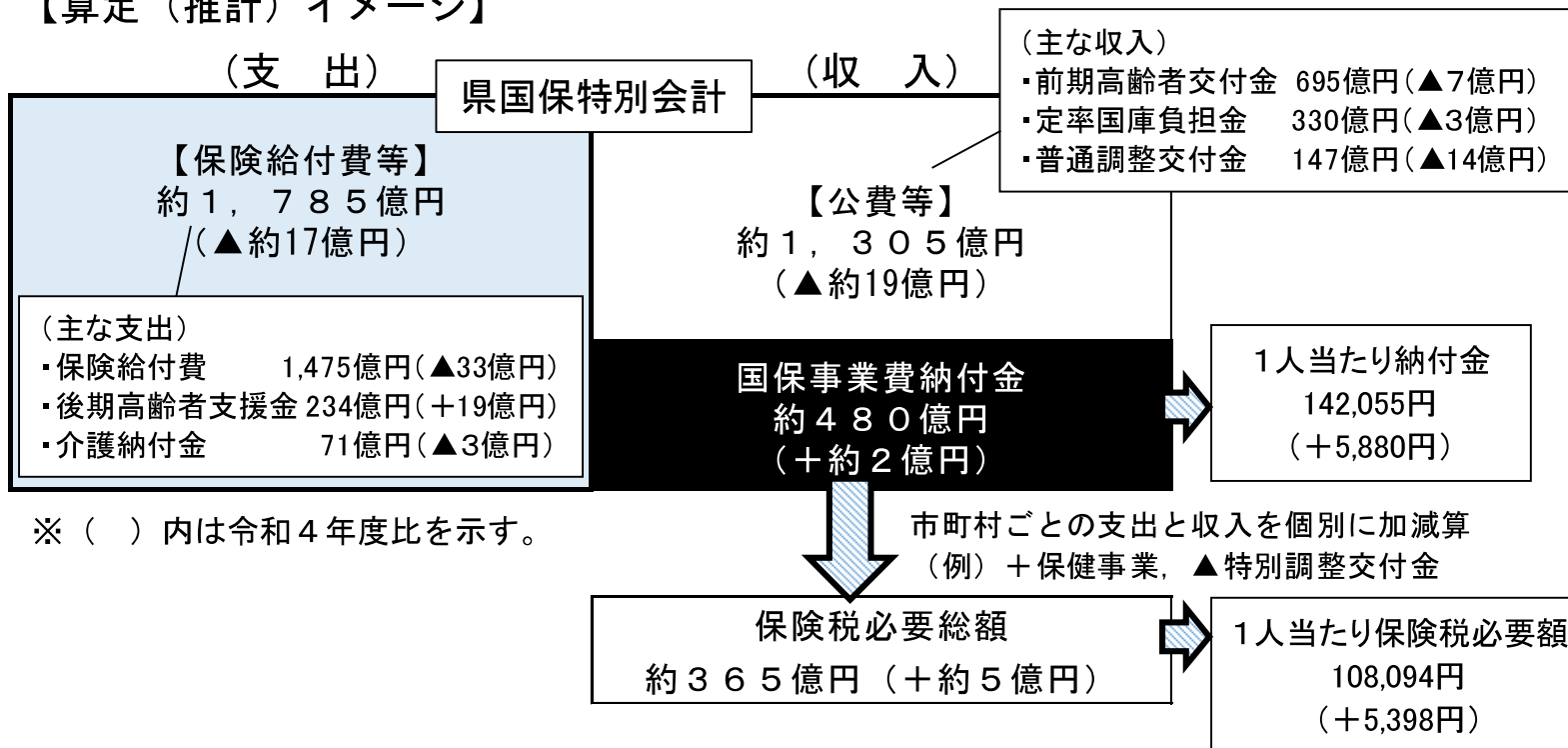
【参考】1人当たり保険税必要額(年額)【市町村別】

市町村名	R4	R5	R4-R5	R4→R5伸び率	市町村名	R4	R5	R4-R5	R4→R5伸び率
鹿児島市	110,247円	116,671円	+6,424円	+5.83%	長島町	76,827円	111,150円	+34,323円	+44.68%
鹿屋市	93,550円	97,017円	+3,467円	+3.71%	湧水町	101,472円	107,699円	+6,227円	+6.14%
枕崎市	118,154円	117,544円	▲610円	▲0.52%	大崎町	100,203円	107,329円	+7,126円	+7.11%
阿久根市	99,884円	104,112円	+4,228円	+4.23%	東串良町	121,595円	124,249円	+2,654円	+2.18%
出水市	89,361円	90,266円	+905円	+1.01%	東錦江町	99,778円	104,161円	+4,383円	+4.39%
指宿市	112,323円	116,638円	+4,315円	+3.84%	南大隅町	109,748円	116,048円	+6,300円	+5.74%
西之表市	91,685円	98,036円	+6,351円	+6.93%	肝付町	95,217円	94,942円	▲275円	▲0.29%
垂水市	95,124円	97,710円	+2,586円	+2.72%	中種子町	103,067円	112,528円	+9,461円	+9.18%
薩摩川内市	102,846円	111,191円	+8,345円	+8.11%	南種子町	106,634円	110,706円	+4,072円	+3.82%
日置市	105,645円	109,262円	+3,617円	+3.42%	屋久島町	79,603円	83,490円	+3,887円	+4.88%
曾於市	114,246円	118,787円	+4,541円	+3.97%	大和村	83,896円	93,506円	+9,610円	+11.45%
霧島市	98,292円	101,837円	+3,545円	+3.61%	大宇検村	66,717円	86,082円	+19,365円	+29.03%
いちき串木野市	104,537円	112,846円	+8,309円	+7.95%	瀬戸内町	75,248円	85,753円	+10,505円	+13.96%
南さつま市	109,679円	115,818円	+6,139円	+5.60%	龍郷町	100,613円	101,405円	+792円	+0.79%
志布志市	101,158円	104,935円	+3,777円	+3.73%	喜界町	74,266円	77,792円	+3,526円	+4.75%
奄美市	81,115円	87,868円	+6,753円	+8.33%	徳之島町	65,095円	70,885円	+5,790円	+8.89%
南九州市	123,168円	125,273円	+2,105円	+1.71%	天城町	64,180円	64,166円	▲14円	▲0.02%
伊佐市	99,623円	99,355円	▲268円	▲0.27%	伊仙町	51,506円	51,443円	▲63円	▲0.12%
始良市	105,116円	111,952円	+6,836円	+6.50%	和泊町	89,802円	99,978円	+10,176円	+11.33%
三島村	137,778円	98,357円	▲39,421円	▲28.61%	知名町	77,893円	94,482円	+16,589円	+21.30%
十島村	89,141円	123,489円	+34,348円	+38.53%	与論町	84,823円	90,870円	+6,047円	+7.13%
さつま町	117,459円	120,020円	+2,561円	+2.18%	県計	102,696円	108,094円	+5,398円	+5.26%

令和5年度国保事業費納付金等に係る算定結果のポイント②

- 令和5年度は、団塊の世代（昭和22年～24年出生）のうち、昭和23年生まれの被保険者が後期高齢者医療制度へ移行する年度であり、1人当たり医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費等の支出の減少等があった一方で、後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金の支出が増加したことや国費の収入の減少等が生じたため、市町村が県に納める令和5年度納付金総額は令和4年度比+約2億円の約480億円となった。
- 1人当たり保険税必要額は、納付金総額の増加や被保険者数の減少等により、令和4年度比+5,398円の108,094円となった。

【算定（推計）イメージ】



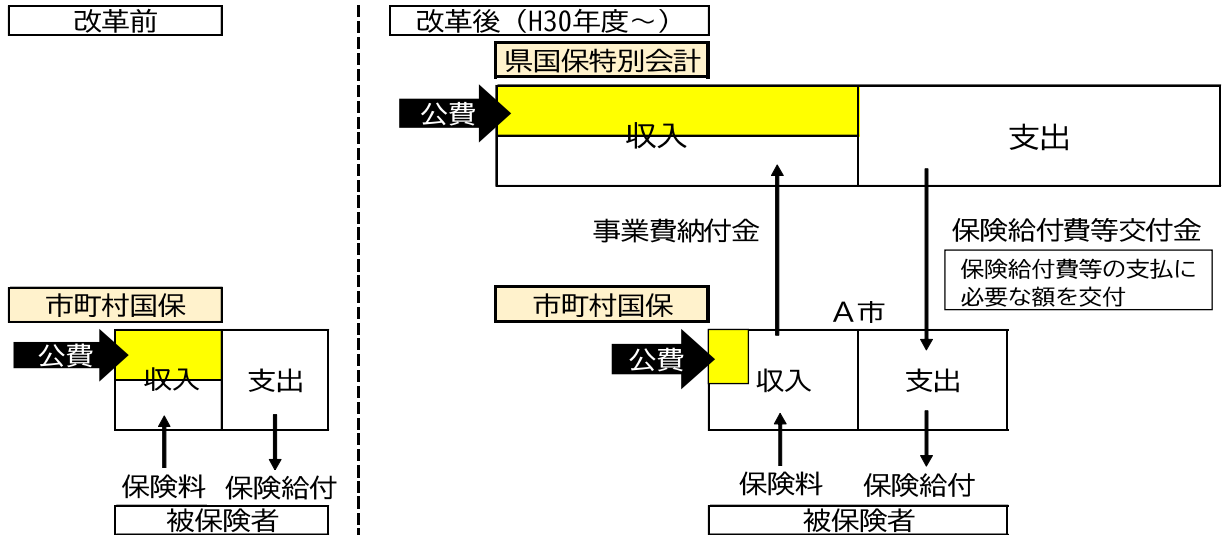
(注) この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

国保財政の仕組みについて

1 国保の制度改革について

平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割を担い、制度の安定化を図ることとされた。

2 制度改革のポイント



- 県は、保険給付費等の見込みを立てて、市町村ごとの納付金額（※）及び「標準保険料率」を算定（※市町村ごとの医療費・所得水準を考慮）
- 市町村は、県が示す「標準保険料率」を参考にそれぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。
- 県は、納付金や公費等を財源として、市町村に対し、保険給付費（医療費から本人負担分を除いた額）等の支払に必要な額を「保険給付費等交付金」として交付

国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み

